住民基本台帳事務における支援措置



【参考 HP はこちら

概要

DV、ストーカー行為等の被害を受けて、相手方から逃れた方が、現住所を探索され、同様の被害を再度 受けることがないよう、現住所が記載された「住民票の写し」や「戸籍の附票の写し」等について、相 手方からの請求(交付)を制限する制度です。

- ※<u>住民票等の請求全てを拒否する制度ではありません。</u>利害関係人、有識者(弁護士等)等からの請求があった場合には、相手方に住所が伝わる恐れがないことを確認した上で応じます。
- ※相手方が同じでも、住所が別の時は、それぞれ支援措置の申出が必要です。

申出ができる人

次の被害を受けた方のうち、現住所が判明することで、同様の被害を再度受ける恐れのある方

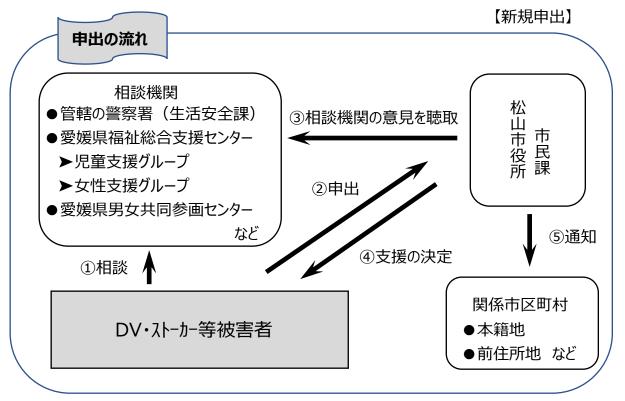
- **ストーカー行為・・・**つきまとい等をされて心身の安全・平穏・名誉が害された方や行動の自由が著しく 害される不安を持つ方
- ●児童虐待・・・保護者や同居人から暴行・わいせつ行為・監護放棄・暴言等の虐待を受けた児童
- ●その他上記に準ずる被害

≥ 注 意

- ★以下にあたる場合は**支援措置を受けれません**
- ●住民登録している住所に住まわれていない方
- ●相手方に現住所を知られている方

住所変更と支援申出を同時に提出していただくことで、現住所が保護されます。

- ●相手方が特定できていない方
- ●近隣、親族、会社、債権債務、相続など、トラブルは発生しているが、DV 等の被害はない方 など
- ※被害に関することと、支援措置の必要性については異なりますので、ご理解をお願いします。



- 注)保護命令決定書、ストーカー規制法に基づく警告等実施書面などの文書をお持ちの方は、②の申出から可能です。
- 注)申出の際、本人確認書類として、マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等が必要です。
- 注) 支援措置する期間は、1 年間です。引き続き支援が必要なときは、延長申出(更新手続)が必要です。
- 注) 延長申出(更新手続)されない方は、期間到来をもって支援措置が終了することになりますので、 お忘れないようご注意ください。
- 注)支援措置を受けると、コンビニで住民票が取れなくなるなど行政サービスの一部が制限されます。

【主な相談機関の連絡先】

○DV・ストーカー行為

住所を管轄する警察署の生活安全課

- ·松山東警察署(Tel) 943-0110
- ·松山西警察署(Tel) 952-0110
- ·松山南警察署(Tel) 958-0110
- $\bigcirc DV$

愛媛県福祉総合支援センター

→女性支援グループ(Tel) 927-3490 愛媛県男女共同参画センター(Tel) 926-1644

○児童虐待

愛媛県福祉総合支援センター

→児童支援グループ(Tel) 922-5040

【支援措置に関する問い合わせ先】

〒790-8571

愛媛県松山市二番町4丁目7番地2

松山市市民部市民課

(松山市役所本館1階)

住民記録担当

(Tel)089-948-6337